

### 第3回自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会 議事概要

日時 令和6年6月24日(月) 10:00~12:00

場所 中央合同庁舎3号館8階物流・自動車局第一・第二会議室

出席者

#### 【有識者】

大聖 座長

梅林 委員

山下 委員

#### 【国土交通省物流・自動車局】

鶴田 局長

久保田 次長

猪股 技術・環境政策課長

杉崎 車両基準・国際課長

小磯 審査・リコール課長

#### 【独立行政法人自動車技術総合機構】

松田 交通安全環境研究所長

鈴木 交通安全環境研究所 自動車認証審査部長

(オブザーバー) 経済産業省製造産業局自動車課 清水課長

- 6月3日にトヨタ自動車等5社から報告のあった不正行為の内容や各社の会見概要等について事務局より説明されたのち、意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下の通り。
  - 再発防止策の検討のため、メーカーが原因を自らどのように認識しているかも含め、今回の不正の背景を徹底的に追究することが必要ではないか。
  - 多くの国産自動車メーカーで不正が行われていたことを踏まえ、自工会としてどのように再発防止に取り組むのか、具体的に検討し報告してもらうことが必要ではないか。
  - 過去に不正行為が行われていたのにも関わらず、国交省の調査指示により初めて明るみに出るとは、社内の上層部の認識や報告制度、監査機能に課題があることを示すのではないか。
  - 海外メーカーの認証業務に対するスタンスや業務のチェック機能等について把握することも議論の参考になるのではないか。
  - 現場判断による不正が多く見受けられることから、社内での多重の監査等により不正を自ら防止する仕組みの導入が必要ではないか。
  - 性善説を前提とせず、第三者による業務の適切性のチェックや市場サーベランスの仕組みを導入することも必要ではないか。
- 不正防止策の案について、国や申請者が義務的に行うこと及び申請者が行うことが望ましいことに分けて事務局より説明されたのち、意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下の通り。
  - 国や申請者が義務的に行うことと申請者が行うことが望ましいことに分けて検討することは良い。
  - トヨタ自動車等5社に対する国の立入検査等が継続中であり、かつ、まだ17社から報告が出されておらず、不正の背景や原因等が明らかになってから、再発防止策の中身の議論をすべきではないか。
- 次回の検討会は、5社に対する国の立入検査の結果等を踏まえ、改めて不正防止策の案等について議論されることとなった。

以上